

「石川県自殺対策計画」(案) に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 平成30年2月15日(木)～平成30年3月14日(水)
2. 寄せられたご意見 4通 延べ6件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
1	<p>政府のH29年改訂「自殺総合対策大綱」の内容が本計画案に十分に反映されていない。国連等でもさまざまな国際的な取組がなされているが、まったく言及がない。</p> <p>「2 計画の位置づけ」に、「政府の「自殺総合対策大綱」を踏まえて石川県として立案したものです。」と明記し、それに即して本計画の内容を充実させる必要がある。</p>	<p>計画の策定にあたっては、自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱を勘案しております。</p> <p>ご提案の内容の趣旨については、「はじめに」において明記いたします。</p>
第2章 自殺の現状と課題		
2	<p>日本、あるいは世界の自殺のデータ分析結果とどの程度共通し、どの点が異なるのかについて、必要ならそれに関する専門家の助言も得て、文章等でも示すべきと思う。</p> <p>また石川県のデータからは(人数が少ないなどの理由で)十分分析できない(なされていない)が、日本、あるいは世界の自殺のデータ分析で重要なポイントについて参考として示す必要がある。</p> <p>その上で、石川県で特に重視すべきポイントについてあれば触れるべきではないか。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、「自殺対策連絡会議」において専門家等の意見を踏まえ作成しておりますのでご理解願います。</p> <p>なお、ご提案の内容については、今後、データを蓄積し、自殺に関する調査・分析等の際に参考とさせていただきます。</p>
第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標		
3	<p>「1 施策の基本的視点」において、「自殺に至る要因は様々で、…」とあるが、そこで挙げられている要因は、警察統計の自殺の原因分類レベルまでしか挙げられておらず、政府の大綱に挙げられている、「自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等」をここに明記し、後に示されている「専門的できめ細やかな相談・支援の充実」としてどのようなきめ細かな施策が必要か、示す必要がある。</p> <p>3章の1に関して、最低4ページくらいの分量を割いて詳しく説明することが必要ではないか。</p>	<p>ご提案の内容については、「1 施策の基本的視点」「(2) 自殺予防のための相談・支援の充実」において「制度の狭間にある人や様々な問題を抱え自ら相談に行くことが困難な人」に含まれておりますので、ご理解願います。</p>

4	<p>「2 計画の数値目標」は表で数字が示されているだけで、本文に記載がない。</p> <p>石川県自殺減少の「数値目標は国の自殺総合対策大綱に準じて設定」と記されているが「どう準じて」なのか、どのようにこの数字を算出したのか、その根拠や妥当性についてまったく示されていない。</p> <p>重要な数字であり、表で結論の数字のみを示すのではなく、本文で、上記の点についてきちんと明記する説明責任があるのではないか。</p>	ご提案の内容については、追記します。
第4章 施策の推進方策		
5	<p>Iの「現状と課題」で「自殺の実態把握や解明に向けた調査研究や分析」とあるが、だれがどのように進めるのか、この章の中で説明がまったくない。また国連レベルや全国レベルでの調査分析の成果をだれがどう把握して本計画に取り入れるかも書かれていない。県としての計画であり、実行のために(1)県の担当部署・関連部署、関連機関、県内外の研究機関等とどのように連携し、(2)国連レベルや全国レベルでの調査分析の成果をだれがどう把握して、自殺対策に生かすのか、明示が必要である。</p>	ご提案の内容も踏まえ、今後、取組を進めてまいりたいと考えております。
6	<p>「II 自殺予防のための相談・支援の充実」</p> <p>世代別だけでなく、各世代に共通した、ハイリスクグループへの対処も示すことが必要ではないか。これまでの自殺研究と世界的・全国的な対処の取組をふまえ、「自殺のハイリスクグループへの対処」という節を別途設けるか、「世代別・自殺ハイリスク要因別対処」と項目を改め、ハイリスク要因ごとにそれに応じたきめ細かな対策を示すことが、自殺を減らすために効果的ではないか。</p> <p>ハイリスクグループに対する対処として、性犯罪被害者支援、DV・性暴力被害者支援、性的マイノリティについて、案全体でひとつも触れられていません。これらについても、政府の大綱にあるような施策をとるよう、明記すべきである。</p>	<p>ご提案いただいた、DV・性犯罪・性暴力被害者に対する相談・支援については、追記します。</p> <p>性的マイノリティへの支援の充実については、大変重要な課題であると認識しておりますが、まだ取組が十分確立されていないことから、国や他の都道府県の動向をみながら検討していきたいと考えております。</p>